

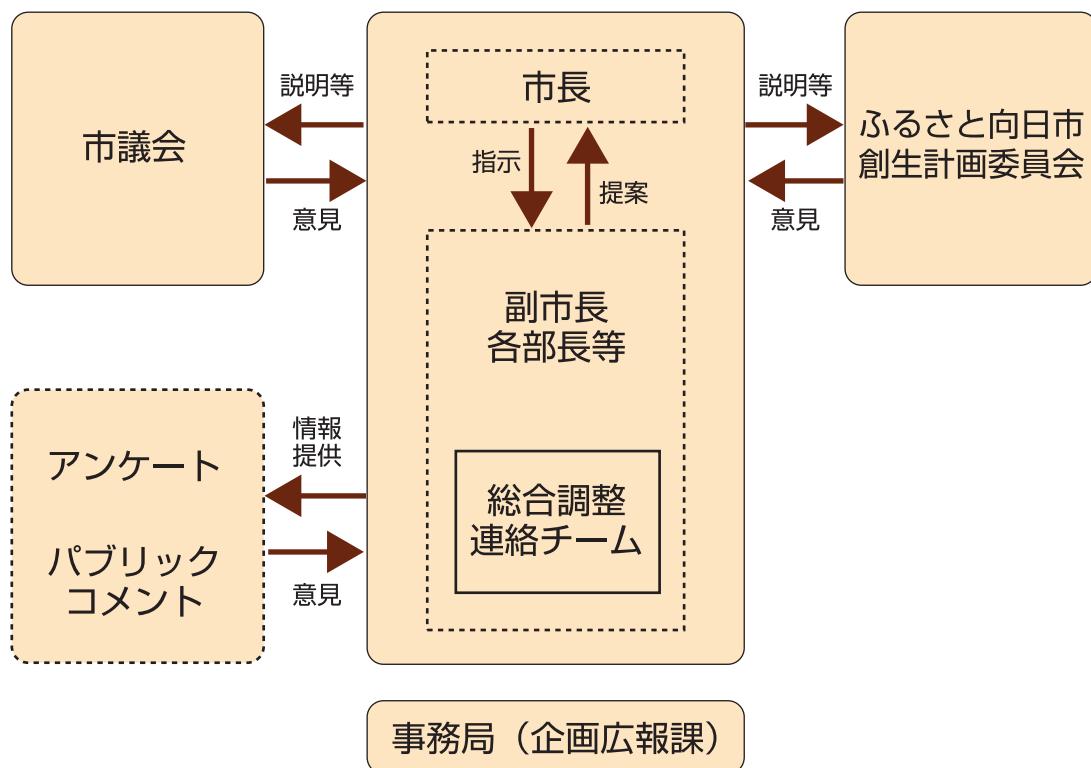
資料編

用語解説

ページ	用語	解説
11	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策のことといいます。
14	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置され、通行可能な車両をETC搭載車両に限定することにより低コストで導入できるインターチェンジのことといいます。
14 16	向日市歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定し、平成27年2月に国の認定を受けた計画です。「歴史的風致」とは、同法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。 本計画は、本市の歴史的風致の維持向上を目的とするものです。
18	子育てコンシェルジュ	「コンシェルジュ」とは、フランス語で「管理人」「鍵を管理する人」を意味しますが、最近では、あらゆる職種において、質の高い究極のサービスを提供するという意味の代名詞として広がりをみせています。 「子育てコンシェルジュ」とは、妊婦や転入された乳幼児の保護者の面接等を通じ、把握したニーズに応じて情報提供を行い、必要な方には継続的にきめ細やかな支援を行うことを目的とする事業です。
18	祖父母手帳	祖父母世代が育児をしていた時代に比べ、育児方法が大きく変化している中で、祖父母が知っておくべき現在の子育ての常識や父母との円滑な関係を構築する付き合い方など、「孫育て」のヒントとなる情報をまとめた冊子のことといいます。
22	徘徊SOSネットワーク	認知症高齢者等が徘徊等により行方不明になられた場合に、地域ぐるみで速やかに発見し、安全に保護するために構築しているシステムです。 具体的には、SOSネットワークに事前登録された方が行方不明になられた時に、協力機関として登録された市内の医療機関、介護サービス事業所、薬局、商店、新聞販売所等へ情報を提供し、早期発見・早期保護に繋げることを目的としています。

ページ	用語	解説
32	予防保全型の維持管理	汚水管及びマンホール等の管路施設が異常や故障に至る前に対策を実施する管理方法のことをいいます。
34	質の高い学力	「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の3つの要素が統合された学力のことをいいます。
34	校種間連携	保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異なる校種間でお互いの取組に理解を深めるための連携を図ることをいいます。
34	ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことを行います。
36	シャトルラン	20m間の往復運動による全身持久能力の測定法です。体育館等で20mの間隔を設定されたスピードに合わせて往復し、設定スピードについていけなくなるまでの往復回数を記録とします。
39	重大ないじめ	いじめ防止対策推進法において重大事態と定義されるいじめのことで、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合のことをいいます。
50	公共施設等総合管理計画	全ての公共施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新や長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設の今後のあり方等、基本的な方向性を定める計画です。

策定体制



策定経過

平成27年 8月	平成27年度第1回ふるさと向日市創生計画委員会
9月	市民アンケート実施
10月	平成27年度第2回ふるさと向日市創生計画委員会
11月	議員全員協議会
平成28年 1月	平成27年度第3回ふるさと向日市創生計画委員会
1月	議員全員協議会
2月	パブリックコメント
3月	議員全員協議会
3月	策定

改訂経過

平成28年 8月	平成28年度第1回ふるさと向日市創生計画委員会
平成29年 5月	平成29年度第1回ふるさと向日市創生計画委員会
5月	議員全員協議会
6月	パブリックコメント
7月	改訂〈平成29年度〉
11月	平成29年度第2回ふるさと向日市創生計画委員会
平成30年 5月	平成30年度第1回ふるさと向日市創生計画委員会
5月	議員全員協議会
6月	パブリックコメント
7月	改訂〈平成30年度〉

ふるさと向日市創生計画委員会

(順不同・敬称略)

	氏名	団体・役職等
委員長	中村 智彦	神戸国際大学経済学部 教授
副委員長	大塚 正洋	向日市観光協会 会長
	高橋 信吾	向日市商工会 会長
	南 目好	京都府山城広域振興局 副局長
	東 義明	京都銀行 向日町支店長
委員	森田 正樹	連合京都乙訓地域協議会 議長 (三菱電機労働組合京都支部 執行委員長)
	山舗 恵子	京都リビング新聞社 編集長
	池田 和子	市民公募
	松井 恒夫	市民公募

平成30年4月現在

ふるさと向日市創生計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史を活かしたふるさと「向日市」の創生を図る「ふるさと向日市創生計画（向日市総合戦略）」（以下「創生計画」という。）の策定及び推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、ふるさと向日市創生計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 創生計画の策定に関すること。
- (2) 創生計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市の区域内に住所を有する者で、市の募集に応じた者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

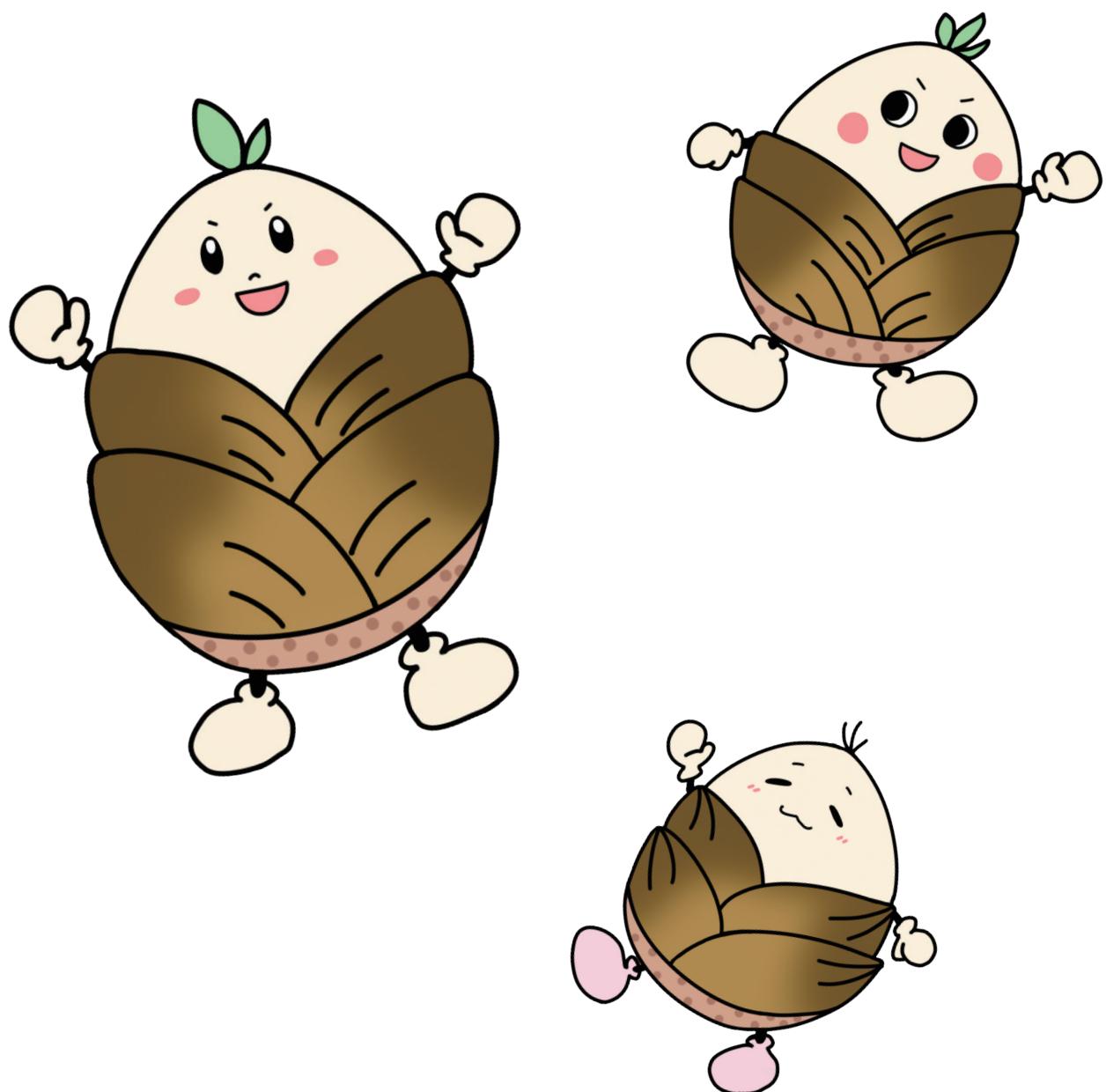
第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



ふるさと向日市創生計画

<平成30年度改訂版>

平成30年7月
発行／向日市

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20
TEL : 075-931-1111(代) FAX : 075-922-6587
E-mail : kikakukoho@city.muko.lg.jp



むこうし
向日市

古都のむこう 魅力のふるさと